明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件（**国税庁**一八）　一
○岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（**厚生労働**二七四）　二
○岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例（**同**二七五）　二
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成三十年十一月三十日とする措置を指定する件（**同**二七六）　五
○平成三十年七月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件（**同**二七七）　五
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（**国土交通**九四七）　七
○港湾法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始した件（**同**九四八）　七
○平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令により指定された平成三十年七月豪雨による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（**観光庁**一九）　七